

ラムサール条約の概要

ラムサール条約採択経緯

正式名称：特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約
(Convention on Wetlands of International Importance Especially as Waterfowl Habitat)

1971年にイラン、ラムサールで同国政府主催で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が採択された。この条約は開催地にちなみ一般に「ラムサール条約」と呼ばれる。同条約は第10条の規定により、7か国が締約国になってから4か月後の1975年12月21日に発効した。

ラムサール条約の内容

この条約は、水循環を調整するものとしての湿地、湿地特有の動植物、特に水鳥の生息地としての湿地の機能を持つ湿地の保全やその適正な利用を促進することを目的としている。また、湿地及びそこに生息・生育する動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国が採るべき措置等について規定しており、各締約国は、自国にある沼沢地、湿原、泥炭地、水域等様々なタイプの湿地の中から条約に定められた8つの国際的な基準のいずれかを満たす湿地を1か所以上指定し、条約事務局に登録することとなっている。2005年10月25日現在、締約国146か国、登録湿地数1,469か所、その合計面積は約128.3百万haに及ぶ。

我が国の加入

我が国は、1980年6月17日に本条約寄託先のUNESCOに加入書を寄託し、条約第10条の規定に基づき、その4ヶ月後の同年10月17日に締約国となった。その際、我が国は釧路湿原をラムサール条約湿地として指定し、条約事務局に登録した。我が国の湿地登録数は2005年11月8日現在、33か所で、面積合計は130,293 haとなっている。

過去の締約国会議

締約国は3年ごとに締約国会議を開催し、条約の実施等について協議する。これまでに開催された締約国会議の概要は以下のとおり。

第1回	1980年	イタリア・カリアリ	11月24日	～	11月29日
第2回	1984年	オランダ・フローニンゲン	5月7日	～	12日
第3回	1987年	カナダ・レジャイナ	5月28日	～	6月3日
第4回	1990年	スイス・モントレー	6月27日	～	7月4日
第5回	1993年	日本・釧路	6月9日	～	16日
第6回	1996年	オーストラリア・ブリズベン	3月18日	～	27日
第7回	1999年	コスタリカ・サンホセ	5月10日	～	18日
第8回	2002年	スペイン・ヴァレンシア	11月18日	～	26日
第9回	2005年	ウガンダ・カンパラ	11月8日	～	15日